

養老町教育委員会定例会

1. 開催日時 令和7年3月7日（金）午後1時30分

2. 開催場所 養老町役場 3階第2会議室

3. 議事日程

- 日程第1 議案第22号 養老町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第2 議案第23号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第3 議案第24号 養老町外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第4 議案第25号 養老町教育委員会後援等名義使用承認取扱要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第9 議案第26号 令和7年度小中学校教育指導の方針と重点について
- 日程第10 議案第27号 令和7年度保育園・認定こども園 教育・保育の方針と重点について
- 日程第11 議案第28号 令和7年度養老町生涯学習の方針と重点について
- 日程第12 議案第29号 令和6年度就学区域の指定学校変更の承認について
- 日程第13 議案第30号 令和6年度準要保護者の認定（新規）及び令和7年度準要保護者の認定（継続）について
- 日程第14 議案第31号 令和6年度準要保護者の認定（入学前支給）について
- 日程第15 議案第32号 令和7年度準要保護者の認定（継続）について

4. 出席者

早崎 京子 教育長

後藤 稔治 委員

近藤 法雄 委員

事務局長始め、事務局職員 1名 ※傍聴者0名

町民憲章朗唱

5. 審議概要

後藤委員	議事日程に従いまして、進めさせていただきます。 それでは、議案第 22 号養老町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局より説明を求める。
教育総務課長	改正趣旨について、説明します。教員の働き方改革の一環として、繁忙期の勤務時間を延長し、長期休業期間中に休日をまとめて取ることを可能とする変形労働時間制を導入するにあたり、規則の改正を行うものです。
教育長	来年から変形労働時間制を実施します。県より 45 時間を 42 時間に、360 時間を 320 時間に変えるものです。希望した人のみに適用するものです。
教育総務課長 議長	新旧対照表は後ろに添付してあります。 この件につきまして意見等がありますか。 ＜異議なしの声＞
教育総務課長	続いて議案第 23 号養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について事務局より報告を求める。
議長	資料をご覧ください。規則において誤りがあったため、改正するものです。 この件につきまして意見等がありますか。 ＜異議なしの声＞
教育総務課長 議長	続いて議案第 24 号養老町外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明を求める。 先ほどと同様、誤りがあったため、改正するものです。 この件につきまして意見等がありますか。 ＜異議なしの声＞
事務局長	続いて、議案第 25 号養老町教育委員会後援等名義使用承認取扱要綱の一部を改正する要綱について、事務局より説明を求める。
議長	後援等の名義使用の要綱に使用期限を定めていなかったため、使用期限を追加するものです。申請書、様式第 2 号にも期限を定めました。 この件につきまして意見等がありますか。 ＜異議なしの声＞
教育長	先ほどの管理規則の改正において、併せて 2 期制の変更を

議長	<p>しました。前期と後期との間に1日休みとなるものです。</p> <p>続いて、議案第26号令和7年度小中学校教育指導の方針と重点について、事務局より説明を求める。</p>
教育長	<p>教育大綱の改正に伴い新たに改正しました。社会問題についての記載の変更、指導と評価の一体化の実現を図ると変更、「感動」を「魅力」という表現に変更、「指導目標と評価基準」という表現を「指導と評価の一体化をめざした」という表現に変更しました。また、不登校児童生徒への居場所づくり、学習支援の工夫という文言を加えました。</p>
議長	<p>方針と重点について、昨年度から内容が変わっている。これは、学校の先生方が練り上げてきたものの結果です。令和7年度の方針と重点をこのように定めてよろしいか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">＜異議なしの声＞</p> <p>大きな方針の転換もないので、自信をもってやっていただきたい。</p>
教育長	<p>続いて、議案第27号令和7年度保育園・認定こども園の教育・保育の方針と重点について、事務局より説明を求める。</p> <p>こどもまんなか宣言を行い、よりよい未来を築いていく力を育む教育・保育について重点を置きました。園が来年度力を入れたいことは、自分の言葉をしっかり伝えることができるよう、話すことに力を入れたい。教師が勝手に言葉を変えないようにしていきたいとのことです。</p>
議長 教育長	<p>こどもまんなか宣言は、いつ定められたか。</p> <p>令和6年です。子ども一人ひとりを一人の人間として認めていこうというものです。</p>
議長 近藤委員	<p>大きな流れは変わっていない。近藤委員さんご意見は。</p> <p>自分の意見を話すという点で、こども園の子達は大丈夫なのでしょうか。</p>
教育長	<p>日頃からも、園ではサークルタイムと言って、園児だけで話し合いをしている。養老町のすばらしいところです。</p>
議長	<p>ぜひ、学校訪問でも見学しましょう。では、令和7年度保育園・認定こども園の教育・保育の方針と重点について、定めてよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なしの声＞</p> <p>続いて、議案第28号令和7年度養老町生涯学習の方針と重点について、事務局より説明を求める。</p>

局長	内容に大きな変更はありません。居場所づくりという面を強く表しました。スポーツ振興の面では、大きく変わった点はありません。コロナに関わる表現を変更したことと、ドイツ交流先の名称をバード・ゾーデンに変更しました。
議長	文化財についての大きな進展は。
局長	象鼻山古墳については、県の指定を申請中です。認められれば大きな進展になると思います。千人塚古墳は、看板設置工事を実施しており、間もなく完成です。
議長	それでは、養老町生涯学習の方針と重点について、定めることとしてよろしいか。
	＜異議なしの声＞
	＜非公開＞
	議案第29号 令和6年度就学区域の指定学校変更の承認について
	議案第30号 令和6年度準要保護者の認定（新規）及び令和7年度準要保護者の認定（継続）について
	議案第31号 令和6年度準要保護者の認定（入学前支給）について
	議案第32号 令和7年度準要保護者の認定（継続）について

6. 教育長 報告
7. 各教育委員 意見交換
8. 事務局 連絡事項

次回の開催日時を確認し閉会 閉会 午後4時00分